様式第１　（令元内府総省財厚労農水経産国交令１・令元内府総省財厚労農水経産国交令５・令２内府総省財厚労農水経産国交令４・一部改正）

農商工等連携事業計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

申請者（中小企業者）
住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名
申請者（農林漁業者）
住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　「申請者」には、計画を実施するすべての中小企業者及び農林漁業者を列記すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、農商工等連携事業計画の必要事項を記載し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第３項の認定要件を満たすことを示すこと。

１　事業名

認定を受けようとする計画の事業内容が分かりやすい名称（事業名）を別表１の該当する欄に記載すること。

２　代表者及び共同申請者

農商工等連携事業を共同で実施する中小企業者及び農林漁業者のうち、「代表者」となる者を１名定め、別表１の該当する欄に記載すること。代表者以外の者は共同申請者の欄に記載すること。なお、３者以上の中小企業者及び農林漁業者が連携する場合には、共同申請者の欄を繰り返し設けて記載すること。

３　連携参加者

農商工等連携事業を共同で実施する中小企業者及び農林漁業者以外の大企業者等又は農商工等連携事業の実施に協力する大学、研究機関等（以下「連携参加者」という。）がある場合は、別表１の該当する欄に記載すること。３者以

上の連携参加者が存在する場合には、連携参加者の欄を繰り返し設けて記載すること。

4　農商工等連携事業の目標

計画終了時期までに、どのような新商品又は新役務の開発、生産（提供）又は需要の開拓を行い、どの程度の中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善を図るのかの目標を別表１の該当する欄に簡潔に記載すること。なお、３者以上の中小企業者及び農林漁業者が連携する場合には、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善の目標の欄を繰り返し設けて記載すること。

5　農商工等連携事業の内容及び実施期間

⑴　計画実施期間

計画の実施の始期と終期を別表２の該当する欄に記載すること。計画期間は５年以内とすること。

⑵　経営資源の内容

農商工等連携事業のために提供する経営資源について、中小企業者及び農林漁業者並びに連携参加者ごとに別表２の該当する欄に記載すること。

⑶　農商工等連携事業の内容

(i)農商工等連携事業を共同で実施する中小企業者及び農林漁業者並びに連携参加者の経営資源をどのように活用し、(ii)どのようにして新商品又は新役務の開発、生産（提供）又は需要の開拓を行うのか、また、(iii)本事業を通じて、どのようにして目標に掲げる中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善を図るのか、を別表２の該当する欄に記載すること。

⑷　市場ニーズ・市場規模、競合する類似商品・役務との相違点等

(i)どのようなニーズを踏まえて当該新商品又は新役務を開発、生産（提供）又は需要の開拓をしようとしているのか、(ii)市場の規模はどれくらいか、(iii)競合製品としてどのようなものが考えられ、それと比べてどのように優れているのかについて、その分野等に応じて、できるだけ定量的な指標を用いて、具体的かつ明瞭に別表２の該当する欄に記載すること。

⑸　農商工等連携事業を共同で実施する事業者間の規約等の整備状況

秘密保持契約、共同開発契約、製造販売契約等、具体的な規約等を整備している場合には、その内容を記載すること。

⑹　中小企業者の行う農業者等が実施する農業改良措置、林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置又は沿岸漁業従事者等が実施する沿岸漁業の経

営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合にはその内容

㈱　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第２項第２号イ、ロ又はハに掲げる措置をいう。

該当する場合には、別表２の該当する欄に記載すること。

⑺　実施計画

①実施計画の概要

その商品又は役務をどのような方法・スケジュールで開発、生産（提供）又は需要の開拓を行うのか、その取組の概要について別表２の該当する欄に記載すること。

②実施計画の内容（別表３）

具体的に行う活動の内容を、次の要領により、別表３に記載すること。

・番号は、１、２、１－１、１－２、１－１－１、１－１－２というように、実施項目を関連付けて記載すること。

・実施項目は、具体的な実施内容を記載するとともに、その項目を実施する者の名称を括弧内に記載すること。

・実施時期は、実施項目を開始する時期及び終期を四半期単位で記載すること。１－１は初年の最初の四半期に開始、３－４は３年目第４四半期開始を示す。

③売上・経営計画（別表４）

市場ニーズ・市場規模、競合する類似商品・役務との相違点等を踏まえて、当該商品等の売上等の見込みを別表４に記載すること。認定を受けようとする中小企業者、農林漁業者ごとに作成すること。

６　農商工等連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

資金計画（別表５）

農商工等連携事業部分について別表５に記載すること。認定を受けようとする中小企業者、農林漁業者ごとに作成すること。

７　その他

別表１の業種は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（四桁）を記載すること。

その他、農商工等連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

（別表１）

農商工等連携事業の目標

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者</td></tr>
<tr><td></td><td>①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">共同申請者</td></tr>
<tr><td></td><td>①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">連携参加者</td></tr>
<tr><td></td><td>①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農商工等連携事業の目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑴　開発、生産（提供）又は需要の開拓を行う新商品又は新役務の内容

⑵　中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善の目標
<table>
<tr><td rowspan="6">中小企業者
（名称：　　）</td><td>項目</td><td>現状（　年　月期）</td><td>目標（　年　月期）</td></tr>
<tr><td>⑷事業者全体の付加価値額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑹従業員一人当たり付加価値額</td></tr>
<tr><td>総売上高</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農商工等連携事業に係る新商品又は新役務の売上高</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>営業利益</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

農林漁業者（名称：　　）	項目	現状（　年　月期）	目標（　年　月期）
	(a)事業者全体の付加価値額		
	(b)従業員一人当たり付加価値額		
	農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高		
	営業利益		

(注)　項目の欄には、申請者ごとに、上段には(a)事業者全体の付加価値額又は(b)従業員一人当たり付加価値額を選択した上でその額を、中段には①中小企業者にあっては総売上高及び農商工等連携事業に係る新商品又は新役務の売上高、②農林漁業者にあっては農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高を、下段には営業利益を記載すること（それぞれ、現状と目標を記載すること。）。

（別表２）

農商工等連携事業の内容及び実施期間

農商工等連携事業の内容及び実施期間
(1)　計画実施期間（　　年　月　日～　　年　月　日）
(2)　経営資源の内容 (注)　下表に事業者ごとに記載すること。
(3)　農商工等連携事業の内容
(4)　市場ニーズ・市場規模、競合する類似商品・役務との相違点等
(5)　農商工等連携事業を共同で実施する事業者間の規約等の整備状況
(6)　中小企業者の行う農業者等が実施する農業改良措置、林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置又は沿岸漁業従事者等が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合にはその内容 (注)　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第２項第２号イ、ロ又はハに掲げる措置をいう。
(7)　実施計画 ①実施計画の概要

②実施計画の内容（別表３）

③売上・経営計画（別表４）

申請者		
	名称	農商工等連携事業のために提供する経営資源 （設備、技術、知識、技能等）
1		
2		
連携参加者		
	名称	農商工等連携事業のために提供する経営資源 （設備、技術、知識、技能等）
1		
2		

（別表３）

実施計画の内容

番号	計画	
	実　施　項　目（実　施　者）	実　施　時　期

（別表４－１）中小企業者の売上・経営計画（名称：　　）

⑴　農商工等連携事業に係る売上計画　　（単位　千円）

	直近期末 （　年　月期）	１年後 （　年　月期）	２年後 （　年　月期）	３年後 （　年　月期）	４年後 （　年　月期）	５年後 （　年　月期）
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益（①－②）						
④販売費及び一般管理費						
⑤営業利益（③－④）						

⑵　事業者全体での売上・経営計画　　（単位　千円）

	直近期末 （　年　月期）	１年後 （　年　月期）	２年後 （　年　月期）	３年後 （　年　月期）	４年後 （　年　月期）	５年後 （　年　月期）
①売上高						
②当該事業の売上高比率（⑴①÷⑵①の直近期末）						
③売上原価						
④売上総利益（①－③）						
⑤販売費及び一般管理費						
⑥営業利益（④－⑤）						
⑦営業外収益						
⑧営業外費用						
⑨経常利益（⑥＋⑦－⑧）						
⑩人件費						
⑪設備投資額						

⑫減価償却費						
⑬付加価値額（⑥＋⑩＋⑫）						
⑭従業員数						
⑮一人当たりの付加価値額（⑬÷⑭）						

＜各種指標の算出式＞

「経常利益」：営業利益＋営業外収益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たり付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

＜付加価値額等の算出方法＞

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を参入しましたか。（はい・いいえ）

減価償却費にリース費用を参入しましたか。（はい・いいえ）

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。（はい・いいえ）

㈱　計画期間に合わせて記入すること。

認定を受けようとする中小企業者、農林漁業者ごとに作成し、３者以上の連携の場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

（別表４－２）農林漁業者の売上・経営計画（名称：　　）

⑴　農商工等連携事業に係る売上計画　　（単位　千円）

	直近期末（年 月期）	１年後（年 月期）	２年後（年 月期）	３年後（年 月期）	４年後（年 月期）	５年後（年 月期）
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益（①－②）						
④販売費及び一般管理費						
⑤営業利益（③－④）						

⑵　事業者全体での売上・経営計画　　（単位　千円）

	直近期末 （　年　月期）	１年後 （　年　月期）	２年後 （　年　月期）	３年後 （　年　月期）	４年後 （　年　月期）	５年後 （　年　月期）
①売上高						
②当該事業の売上高比率（⑴①÷⑵①の直近期末）						
③売上原価						
④売上総利益（①－③）						
⑤販売費及び一般管理費						
⑥営業利益（④－⑤）						
⑦営業外収益						
⑧営業外費用						
⑨経常利益（⑥＋⑦－⑧）						
⑩人件費						
⑪設備投資額						
⑫減価償却費						
⑬付加価値額（⑥＋⑩＋⑫）						
⑭従業員数						
⑮一人当たりの付加価値額（⑬÷⑭）						

＜各種指標の算出式＞

「経常利益」：営業利益＋営業外収益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たり付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

＜付加価値額等の算出方法＞

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を参入しましたか。

（はい・いいえ）

減価償却費にリース費用を参入しましたか。（はい・いいえ）

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。（はい・いいえ）

㈱　計画期間に合わせて記入すること。

認定を受けようとする中小企業者、農林漁業者ごとに作成し、３者以上の連携の場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

（別表５）資金計画

１．中小企業者の農商工等連携事業に係る資金計画（名称：　　）

（単位　千円）

	１年後（　年　月期）	２年後（　年　月期）	３年後（　年　月期）	４年後（　年　月期）	５年後（　年　月期）
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計（①＋②）					
補助金・委託費等					
金融機関借入					
うち、政府系金融機関					
自己資金					
その他（　　）					

２．農林漁業者の農商工等連携事業に係る資金計画（名称：　　）

（単位　千円）

	１年後（　年　月期）	２年後（　年　月期）	３年後（　年　月期）	４年後（　年　月期）	５年後（　年　月期）
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計（①＋②）					
補助金・委託費等					
金融機関借入					
うち、政府系金融機関					

自己資金					
その他 （　　）					

㈱　計画期間に合わせて記入すること。

　認定を受けようとする中小企業者、農林漁業者ごとに作成し、３者以上の連携の場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

　補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

　農業改良資金等の改良資金・改善資金、小規模企業者等設備導入資金を利用する計画の場合には、「その他」の欄に記載すること。